

令和8年度特定健康診査受診率向上対策事業に係る業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度特定健康診査受診率向上対策事業に係る業務委託

2 業務の目的

白岡市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進および長期的な医療費の抑制のため保健事業を実施しており、その中でも、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率の向上は重要な課題となっている。

本業務は、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な受診勧奨を実施することで、受診率の向上を図り、白岡市国民健康保険第3期データヘルス計画にある令和8年度の受診率48%を目指すことを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月23日まで

4 業務内容

白岡市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務は次のとおりとする。

(1) 甲が行う業務

関係データ等の提供

ア 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙1「甲が乙に提供するデータ等」に示すもの）を乙に提供する。

イ データの提供に当たっては、原則として甲から乙へLGWANを通じて提供するものとする。

ウ イの運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。

エ イ及びウの運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

(2) 乙が行う業務

事業実施に先立ち、甲の特定健診受診率向上に向けた現状・課題分析を行い、以下の業務内容の具体的な内容を記載した、事業計画を策定する。

ア 特定健診等データ分析業務

（ア）受診率向上に効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行

う。

- (イ) 健診結果データ等の各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- (ウ) 健診結果データ等を分析することにより、受診勧奨すべき対象者（以下「受診勧奨対象者」という。）を特定し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類すること。なお、特定する際には、通知勧奨の対象人数に合わせて優先付けをすること。

※健診結果データ等は、通院中未受診者分析、前年度受診情報分析、その他有用と思われる分析の実施や提案を行うために活用する。

イ はがき等による受診勧奨通知の作成・発送業務

アに定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を3回以上実施する。

(ア) 対象者

全健診対象者の中から、分析により特定した受診勧奨対象者のうち、甲が合意した者。

(イ) 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、アで分類したそれぞれのグループに最適な通知の内容であり、行動変容を促す手法等、受診率向上のための工夫を加えた受診勧奨メッセージでの通知を7種類以上作成する。なお、通院中未受診者向けの内容も含めることとする。

また、受診勧奨メッセージについては、甲の確認を受けなければならない。

(ウ) 受診勧奨対象者の最終決定及び発送

既健診受診者等の除外対象者となる情報をもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙に提供する。

勧奨通知発送件数は、1,2,3回目合計で11,100通を上限とする。

※発送時期については、甲と乙の間で協議の上、受診勧奨効果が見込める時期に発送する。

※通数については、はがきによる勧奨とSMSによる勧奨の通数を調整し、決定する。

(エ) 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがきの形式で印刷する。

(オ) 通知物の宛名印字

宛名については、甲が提供する最新の情報（転居情報等）が全て反映されているものとする。宛名印字に関しては漢字にて行い、外字ファイルを提供する

ため、外字変換に対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。なお、宛名の印字に使用するデータ授受の回数は、当該データに不備がある場合等を除き、原則1回とする。

(カ) 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。校正は最大3回とする。

(キ) 通知物の発送

甲から提供する受診勧奨除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

※発送に係る費用については、この契約の委託料に含むものとする。

(ク) サンプル納品

校了後速やかに、甲に対し、特徴ごとに分類したグループごとに10部ずつ通知物サンプルを納品する。

ウ ショートメッセージサービス等を利用した受診勧奨の企画・実施

(ア) 対象者

特定健診受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等からショートメッセージサービス（以下「SMS」という。）を用いた受診勧奨が効果的な者のうち、甲が合意した者。

※対象者については、はがきによる勧奨とSMSによる勧奨を調整し、決定する。

(イ) 送信時期及び予定送信数

予定送信数は、約1,300通とする。

送信時期は、甲及び乙協議の上で決定し、対象者の最適な勧奨時期を予測・分析し、受診行動に効果的なタイミングとする。

(ウ) 受診勧奨メッセージの作成・校正・送信

メッセージ内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。

※送信に係る費用については、この契約の委託料に含むものとする。

(エ) デジタル勧奨システムの運用等

ウの業務を履行するために、デジタル勧奨システム（対象者へのショートメッセージの送信等の分析等を行う乙のシステム）の運用を行う。

エ 通院中未受診者の診療情報提供事業

(ア) 対象者

通院中未受診者分析業務によって判明した医療機関に通院している者の中から最も効果的な受診勧奨対象者のうち、甲が合意した者。

(イ) 通知物の作成、印刷

健診対象者に対し特定健診の受診または診療情報提供を促す内容とし、他の自治体における同様の業務において制作した受診率向上実績ある資材を参考に、ソーシャルマーケティング手法などを活用して作成し、封書等の形式で印刷する。

(ウ) 通知物の発送時期及び予定通数

イ(ウ)にもとづき、発送時期については、甲と乙の間で協議の上、決定する。予定通数は、1,000通とする。

(エ) 通知物の宛名印字、校正、発送、サンプル納品イ(オ)～(ケ)に準ずる。

オ 国民健康保険新規加入者向けちらし制作業務

(ア) ちらしの作成

国民健康保険新規加入者へ特定健診受診を促すことを目的とした資材（A4両面、カラー印刷、1枚）のデザインを制作し、印刷可能なデータとして甲に納品する。納品は、電子データ又は紙媒体いずれかのうち、甲乙協議のうえ合意した形式とする。

(イ) 作成予定数

400部

※作成数については予定であり、甲と乙の間で協議の上決定する。

(ウ) 資材の校正

ちらしの印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。校正は最大3回とする。

カ 健診案内の作成業務

(ア) 資材の作成・印刷・封入

年度初めに甲が受診券を発送する際、同封する資材（受診の案内、封筒）を乙が作成、印刷する。（受診の案内は、A4両面、カラー印刷、6ページ程度。）対象者に受診を促すための内容を盛り込み、甲乙協議のもと可読性・視認性・判読性において工夫すること。用いる様式についても、別途協議の上で詳細を決定する。宛名等の情報が印字された受診券を甲より受領したのち、個人単位で封入等を行い、納品を行う。

(イ) 作成予定数

8,500部

※作成数については予定であり、甲と乙の間で協議の上決定する。

(ウ) 資材の校正

資材の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。校正は最大3回と

する。

キ 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

(ア) 期中報告

アの分析結果について、甲に報告する。結果を踏まえ、どの対象者に受診勧奨を実施するか、甲と協議の上決定する。

(イ) 期末報告

委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を甲に報告する。効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、提案を行う。

(3) 甲及び乙が行う業務

ア 委託業務の開始に当たり、甲及び乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

イ 打合せの日時・方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

(4) その他の事項

ア 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。

イ 受診勧奨業務の実施にあたっては、作業工程について、乙から甲にその内容を提出すると共に、甲及び乙双方が監督員（責任者）を決め、各作業について適正に実施されているか確認の上、作業をすすめていくこととする。

ウ 委託料の支払いは、当該年度の全ての業務が完了した後、完了検査を実施したうえで一括して支払う。出来高の対象となるものは、受診勧奨はがき通数・SMS等によるメッセージ勧奨通知数・特定健康診査の案内ちらしである。

エ 甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した分析結果及び統計情報であって、甲が承認したものについては、乙の業務の改善等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）することができる。

オ 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議のうえ、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、甲は、成果物が著作物に該当するとしてしないにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に乙の承諾を得るものとする。

カ 個人情報の取り扱いについては、委託契約書に定めのあることのほか、個人情報保護条例等についても遵守し、適切な管理を行うこととする。

キ その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

甲が乙に提供するデータ等

甲は、特定健康診査受診率向上対策事業に係る業務委託業務仕様書の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを乙に提供する。

なお、甲から提供されたデータは、乙の定める様式等に合うように乙が加工し使用することができる。

1 データ分析のために提供するもの

(1) 特定健診・特定保健指導データ(特定健診等データ管理システムより抽出)

- ・FAKC165／ファイル形式：CSV 過去4年度分（前年度分を含まない）
- ・FAKC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分（前年度分を含む）

(2) 特定健診対象者データ(特定健診等データ管理システムより抽出)

- ・FAKC173及びFAKC161／ファイル形式：CSV 当年度を含む3年度分

※各年度の当初時点(4月1日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

(3) 被保険者情報データ(国保データベース(以下「KDB」という。)システムより抽出)

- ・被保険者管理台帳(KDB帳票 p26_006)／ファイル形式：CSV

2 印刷・発送のために提供するデータ

(1) 宛名印字用データ

- ・宛名データ／ファイル形式：Excel

※文字コードはShift-JIS、フォントはMS明朝とする。

※個人識別番号(1)(1)～(3)のデータに含まれる番号と同一のもの)、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名を含むもの。

(2) 外字ファイル(TTE)

3 通知文作成用データ

(1) 特定健康診査の実施日や医療機関等通知文作成のうえで必要なデータ

(2) 市章データ

4 通知文の発送の都度提供するデータ

(1) 発送対象除外データ／ファイル形式：Excel

(2) SMS等を利用した受診勧奨に必要な電話番号データ／ファイル形式：Excel

5 報告書作成のために提供するデータ

健診受診結果データ／ファイル形式：Excel、CSV当年度を含む3年度分

※受診者の個人識別番号、受診年月日(8ケタ)、受診区分を含むものとする。

6 その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、仕様書に定めのないデータが必要になった場合、甲と乙協議の上、提供する。